

# 建設分野における受入れ基準の見直しについて

※2019.4.1より適用

※2020.1.1(人数枠の設定は2022.4.1)より適用

※2020.1.1より適用  
(「その他」は公布日より適用)

	特定技能 (新設した基準)	技能実習 (下線部：追加する基準案)	外国人建設就労者受入事業 (下線部：追加する基準案)
受入企業に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人受入れに関する計画の認定を受けること</li> <li><u>建設業法第3条の許可を受けていること</u></li> <li>建設キャリアアップシステムに登録していること</li> <li>建設業者団体が共同して設立した団体(国土交通大臣の登録が必要)に所属していること等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習計画の認定を受けること</li> <li><u>建設業法第3条の許可を受けていること</u></li> <li><u>建設キャリアアップシステムに登録していること</u></li> <li>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正監理計画の認定を受けること</li> <li><u>建設業法第3条の許可を受けていること</u></li> <li><u>建設キャリアアップシステムに登録していること</u></li> <li>等</li> </ul>
処遇に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号特定技能外国人に対し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 日本人と同等以上の報酬を</li> <li>▶ 安定的に支払い、</li> <li>▶ 技能習熟に応じて昇給を行うこと</li> </ul> </li> <li>1号特定技能外国人に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること</li> <li>1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習生に対し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 日本人と同等以上の報酬を</li> <li>▶ <u>安定的に支払うこと</u></li> </ul> </li> <li>雇用条件書等について、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めること</li> <li><u>技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること</u> ※1号実習生は、2号移行時まで登録完了すればよい 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人建設就労者に対し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 日本人と同等以上の報酬を、</li> <li>▶ <u>安定的に支払い、</u></li> <li>▶ <u>技能習熟に応じて昇給を行うこと</u></li> </ul> </li> <li><u>外国人建設就労者に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること</u></li> <li><u>外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること</u> 等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号特定技能外国人(と外国人建設就労者との合計)の数が、常勤職員の数を超えないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと ※優良な実習実施者・監理団体については免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>(1号特定技能外国人と)外国人建設就労者(との合計)の数が、常勤職員の数を超えないこと</u></li> </ul>

建設業許可を受けていることが条件となっている

※技能実習・外国人建設就労者受入事業の新基準については、制度施行日以降に申請される1号技能実習計画・新規の適正監理計画の認定より適用予定。

※外国人建設就労者受入事業による外国人の新規の受入れの期限(2020年度末まで)及び当該事業による外国人の在留期限(2022年度末まで)については、変更無し。